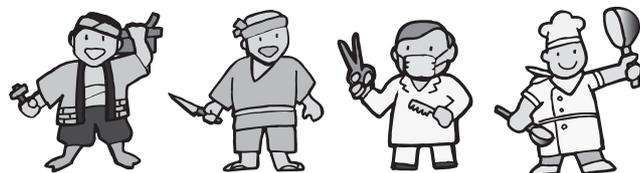


地域密着型の事業者の皆様へ！



平成 22 年度市民カレンダー

有料広告を掲載しませんか？

毎年 3 月に発行し、市内各世帯に配布している伊豆の国市民カレンダーに、あなたの会社の広告を掲載しませんか？このたび伊豆の国市では、来年度の市民カレンダーの有料広告を募集します。



平成 22 年度 伊豆の国市民カレンダーの概要

掲載内容 平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月のカレンダーと市の行事・イベント等を掲載。また写真は、アマチュア写真家による『富士山といずのくに』を掲載予定

発行部数 20,000 部

配布方法 自治会を通じて市内約 17,000 世帯に配布
公共施設のラックに置いて配布
伊豆の国市転入者に配布 など



伊豆の国市民カレンダー広告募集要項

掲載場所 伊豆の国市民カレンダー各月下旬
各月 2 枠(1 枠：縦 5 cm × 横 16 cm)

募集枠数 24 枠(原則 1 社、1 枠) ただし 24 枠に満たない場合は、空き数に応じて 1 社月別で 12 枠まで掲載可能

掲載料金 20,000 円(1 枠) ただし掲載月を指定した場合は 30,000 円(1 枠) (月指定の事業者を優先させていただきます。同順位での応募が多数の場合は平成 22 年 1 月 13 日(水) に抽選を行います。)

申込方法 市役所窓口で入手、または市ホームページからダウンロードした広告掲載申込書に必要事項を記入して、応募期限までに秘書広報課に提出してください。

応募期限 平成 22 年 1 月 7 日(木) 17 時まで

市民カレンダーイメージ(制作中)



掲載できない広告

- ・人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
- ・法令等で禁止または許可等を受けていない商品やサービス
- ・他を誹謗・中傷または排斥するもの
- ・選挙や投票の事前運動に該当するもの
- ・宗教団体による布教推進を目的とするもの
- ・非科学的なものや迷信などで、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ・市の事業の円滑な遂行に支障があると認められるもの
- ・誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を用いているもの など

掲載できない業種または事業者

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条各項に規定する営業又はこれに類する業種
- ・先物取引や金融先物取引に関する業種
- ・法律の定めのない医療類似行為に関する業種
- ・貸金業の規制等に関する法律第 2 条に規定する貸金業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団などに属する団体や事業者
- ・民事再生法第 2 条第 4 号または会社更生法第 2 条第 1 項に規定する再生手続を開始している事業者
- ・法令等に違反している事業者 など

* 市民カレンダー有料広告募集に関する詳しい内容については、市役所窓口の募集チラシや市ホームページをご参照いただくか、秘書広報課までお問い合わせください。

申込み・問合せ 秘書広報課 電話 055 948 1431、FAX 055 948 2915